

監査事務局行財政改革推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条第1項の規定に基づき、監査事務局の行財政改革を推進することを目的として、監査事務局行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、監査事務局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、行政監査課長をもって充てる。
- 4 本部員は、財務監査課長及び財務監査課担当課長をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、行政監査課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月31日から施行する。